

新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月18日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第6号

新潟県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

新潟県製菓衛生師法施行細則（昭和42年新潟県規則第40号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
別記 第1号様式（第5条関係） 製菓衛生師免許申請書 （略） 記 1～3（略） <u>4</u> 麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり <u>5</u> （略）	別記 第1号様式（第5条関係） 製菓衛生師免許申請書 （略） 記 1～3（略） <u>4</u> （略）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別記第1号様式の規定は、この規則の施行の日以後にされる製菓衛生師法施行令（昭和41年政令第387号）第1条の規定による製菓衛生師の免許の申請について適用し、同日前にされた同条の規定による製菓衛生師の免許の申請については、なお従前の例による。